

地域福祉センターに関する検討委員会について

地域福祉センターに関する検討委員会の概要

(1) 委員名簿 (50音順・敬称略)

相川 康子	NPO法人NPO政策研究所専務理事
杉岡 秀紀	福知山公立大学地域経営学部准教授
関 嘉寛	関西学院大学社会学部教授
中川 寿子	生活協同組合コープこうべ常務理事
松原 一郎 (※)	神戸市社会福祉協議会市民福祉大学学長 (※) 委員長

(2) 開催実績

- ・ 第1回検討委員会 令和4年5月27日 (金) 14:00~16:00
- ・ ヒアリング調査 令和4年7月13日~10月4日
(対象) ・ ふれあいのまちづくり協議会 11団体
 - ・ NPO法人 (こども食堂、居場所づくり、外国人支援等) 4団体
 - ・ 企業 (親子の居場所づくり、起業家等) 4社
 - ・ 神戸市社会福祉協議会、区社会福祉協議会
- ・ 第2回検討委員会 令和4年8月25日 (木) 16:00~18:00
- ・ 第3回検討委員会 令和4年10月31日 (月) 10:00~12:00
- ・ 中間報告書の公表 令和4年11月18日
<12月~1月にかけてふれあいのまちづくり協議会を対象に意見交換会開催>
- ・ 第4回検討委員会 令和5年1月27日(月) 15:00~17:00

地域福祉センターに関する検討委員会 中間報告書【概要版】

1. 検討のポイント

神戸市の公の施設である地域福祉センターは、制度創設からまもなく40年を迎える。現在、地域課題の多様化や地域団体の高齢化・担い手不足、施設の老朽化が課題となっている現状を踏まえ、持続可能な地域社会へ向けて地域福祉センターを活用していく方策について検討する。

2-1. 設立の経緯

○市は、昭和60年度以降、地域福祉活動の拠点として1小学校区に1か所を目的に地域福祉センターの整備を進め、これを全市展開するため、神戸市ふれあいのまちづくり条例を制定（平成2年4月施行）。令和4年10月現在、市内に194か所を設置（うち5か所は民間施設を利用）。

○条例施行当時、超高齢化社会の到来、在宅高齢者を対象とする福祉活動の推進が意識されており、高齢者福祉事業を中心とした地域福祉活動に主に利用。

○今日まで地域福祉センターの維持管理と地域福祉活動が長年にわたり地域住民のボランティアにより継続されてきたことは、神戸の地域社会にとって貴重な財産。



竜が台地域福祉センター（須磨区） 3

2-2. 取り巻く社会環境の変化

○近年、介護保険事業の進展など、地域福祉活動を取り巻く社会環境は大きく変化。この間、地域福祉センターの在宅高齢者への福祉サービスの提供等の場としての役割は達成。

○一方、神戸の地域社会では、単身世帯の増加による社会的孤独・孤立、子どもの貧困、地域のつながりの希薄化など、課題は多様化。地域福祉センターは今後、地域課題に向き合う新たな団体・個人の活動場所としても活用されうる。

○特に、ヒアリング(※) や神戸市ネットモニターへのアンケートによると、地域福祉センターを「人と人がふれあう場」もしくは「地域の人をつながる場」との提案。さらに、近隣に図書コーナーや自習室・コワーキングスペース等の機能を希望する方も多い。

○NPOや大学、学生など、地域活動の新たな担い手も登場しており、ふれあいのまちづくり協議会等の地域団体に加え、多様な主体による地域活動が各地域において活発に行われることに期待。

2-3. 地域福祉センターの機能と今後の可能性

○取り巻く社会環境の変化に対応し、将来に向けて持続可能な地域社会をつくるため、今後、地域福祉センターの設置趣旨を発展させるべき。



**「地域活動の促進・
地域社会の課題解決に寄与する施設」**

○公の施設である地域福祉センターが誰もが容易に利用できる活動場所となり、多様な主体による地域活動の促進、神戸の地域社会・市民生活全体の活性化に寄与することを期待。

※ヒアリング調査の実施概要

期間：令和4年7月13日～10月4日

出席者：当検討委員会委員、神戸市企画調整局参画推進課

(対象)

- ・ふれあいのまちづくり協議会 11団体
- ・NPO法人（こども食堂、居場所づくり、外国人支援等） 4団体
- ・企業（親子の居場所づくり、スタートアップ） 4社
- ・神戸市社会福祉協議会、区社会福祉協議会

3. 「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」が市民に与えるメリット

ボランティアの最初の一步を踏み出せる

幅広い地域課題に取り組むNPOや大学、大学生・高校生、地域住民なども、地域福祉センターを活用。様々な取り組み、興味のあるボランティア活動にチャレンジできる機会を創出。活用を通じて地域活動の活性化や住民同士の交流促進に寄与する。

多世代交流ができる、居場所を見つける

住民にとって身近な施設であり、調理室も併設されているという利点。子どもたちへの支援や多世代を対象とした居場所づくりなどを実施する団体へ向けても活用を促進。地域における多世代交流の実現、課題を抱える人にとって居場所が見つかる、といった効果を期待。

くつろげる・楽しめる・学べる・働ける

地域住民が気軽に利用できる図書コーナーや自習室・コワーキングスペースを提供。個人が地域内の公共の場に顔を出す機会を増やし、近隣のつながりをつくる。また、Wi-Fiを活用した様々な用途での利用を可能とすることや、食料品の販売や様々な講座の開講など地域住民の求めるニーズを満たすこと、地域内で雇用を生み出す場とすることも検討。

4. 今後の活用に向けた方向性

施設利用に関する共通のルール整備

- 多様な主体の地域活動の場として活用するため、申込受付方法、開館日時、利用料金等、適切なルールを定め分かりやすく公開。
- 公益性の高い活動の優先利用や営利目的利用と判断する目安など、新たな役割に相応しい共通の基準を設ける。

施設管理・運営に関する制度の改善

- 施設管理業務にかかる負担軽減のため、ボランティア確保の工夫や業務見直し、複数団体での管理分担、電子錠活用の支援。
- 料金収入による収益確保、インターネット上で広く寄付を募る仕組みの活用検討。市もボランティアに頼る現在の指定管理料が十分か、ふるさと納税制度の活用など必要な財源確保。
- 全市的な範囲で成功事例等の情報交換・共有の仕組み構築。
- 管理運営状況や地域の意向を踏まえ、NPOや企業等も活用した柔軟な運営体制の確保や、活動と施設管理を分離した指定管理者の選定。

施設名称・設置基準の更新

- 地域福祉＝高齢者福祉のイメージが固定化。今後の活用促進に向けては、新たな施設名称を付与する必要がある。
- 市内には市所有施設や民間施設、空き家も多数存在。近隣施設との役割分担による機能特化や、地域や企業等への施設の移管又は貸借等。
- 老朽化に伴う建替コストを想定し、設置基準のあり方を検討。

条例改正・コーディネート

- 地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として活用することを条例上明記し、役割や位置づけを見直すべき。ただ、条例で規定する範囲は地域の自主管理で運営してきたという特性を踏まえる必要がある。
- 市・区職員が社協職員や中間支援団体、民間人材等と共にコーディネート機能を発揮。市・区の地域への関わり方を再構築。

中間報告書に関するふれあいのまちづくり協議会意見交換会開催実績

○ふれあいのまちづくり協議会を対象に、中間報告書の内容に関する意見交換会を各区で開催した。

日付	時間	場所	参加団体（団体数）	参加者（人数）	意見提出シート（件数）
令和4年12月9日（金）	10:00～11:00	西区役所	25	40	31
令和4年12月12日（月）	10:00～11:00	東灘区役所	14	24	10
令和4年12月13日（火）	09:30～10:30	北神区役所	16	16	15
令和4年12月16日（金）	11:00～12:00	北区役所	18	29	15
令和4年12月22日（木）	11:00～12:00	須磨区役所	19	21	20
令和5年1月11日（水）	10:00～11:00	垂水区役所	24	41	32
令和5年1月12日（木）	10:00～11:00	長田区役所	15	24	11
令和5年1月12日（木）	14:00～15:00	灘区役所	15	25	14
令和5年1月13日（金）	10:00～11:00	兵庫区役所	12	21	8
令和5年1月13日（金）	14:00～15:00	中央区役所	15	23	13
合計			173	264	169

①地域福祉センターが「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」「多様な主体の活動の場として活用すること」を目指すという提案について

○肯定的な意見が多数

- ・ 「多世代交流・多様な団体・個人が活動できる場の創出」という理念を肯定的に受け止める意見が多数。

(主な意見)

「現在のセンターは利用者が特定化されている」「高齢者に偏った利用となっている」「今後は多世代交流を目指したい」、「子ども・単身者・幅広い年齢層にも利用される施設としたい」「世代間交流の促進により地域課題解決に寄与する施設となることは可能」「時代に合わせて施設の目的も変えていくべき」「コミュニティセンターとしての役割を担うべき」「身近で、誰かに会えて交流が持て情報が広がり笑顔で帰ることができる施設を目指したい」

- ・ また、既に提案のような理念で取り組んでいる、という意見も一定数あった。

(主な意見) 「現在も多様な世代を対象とした行事を実施」「新たな利用希望者に対して施設の利用規定内で柔軟な運用」等

- ・ 提言の主旨に賛成しつつ、実現に必要な 管理運営の担い手、新たな活動の担い手の確保を心配する意見が多く、指定管理料の増額が必要とする意見もあった。

(主な意見) 「提案については賛成だが、問題は人材の確保」「ボランティア活動に対する対価が必要」等

○その他

- ・ 高齢者福祉の拠点としての意義を重視する意見が10件程度。

(主な意見) 「高齢化が進む社会において高齢者福祉・高齢者の居場所としての機能は今後ますます求められる」「高齢者の利用が制限されてはならない」

- ・ 施設の立地条件や設備上の課題を指摘する意見もあった。

(主な意見) 「地域福祉センターが地域の中心から離れている」「勾配がきつく高齢者が来にくい」「スペースがない」「バリアフリー化が不十分」「駐車場がない」等

②施設利用に関する共通のルール整備について

※(中間報告書p.6)「今後、多様な団体・個人が地域福祉センターを利用しやすくするためには、申込受付方法（オンライン申込の導入を含む）、開館日・時間、利用料金（…）等に関して、管理者及び利用者の双方にとって適切なルールを定め、利用希望者が分かりやすい方法で公開する必要がある」

○全般：肯定的な意見が多数

- ・ 「共通のルール整備は必要」「誰もが利用できる施設としてルール整備が必要」など賛成意見が多数。
- ・ 共通ルールの整備は必要としながらも、地域特性や地域の実情など、個別性に応じた配慮を求める意見が多数あった。

(主な意見) 「地域ごとに課題も人的資源も異なるので、地域の実情を踏まえた取り組みになるよう地元と一緒に運用方針を考えてほしい」「柔軟な仕組みづくりをしてほしい」「汎用性のあるルールにしてほしい」

○申込受付方法について

- ・ ICTを活用した申込受付・情報発信を推進すべきとの意見と、ICT化に対応できない高齢者層等にも配慮すべきであるという意見があった。

(主な意見) 「各地域福祉センターの空き状況、行事内容、参加者募集・応募などをオンラインで発信すれば、地域福祉センターの活用も多方面に広がるのではないか」「デジタルデバイドについて考慮すべき」

②施設利用に関する共通のルール整備について

○開館日・開館時間について

- ・ 利用者の便宜に資するため、日曜・祝日・夜間の開館を進めるべきとの意見が一定数あった。

(主な意見) 「多世代交流の場とするためには日曜祝日を開館し、平日に閉館日を設ければよい」

「夜間も開館すればよい」

- ・ 一方で、開館日・時間の拡大には人手の面で問題があるとする意見もあった。
- ・ 電子錠の設置等による施設管理負担の軽減策に対しては、積極的な支持も含めて賛成意見が多かった。一方で、管理上の課題を懸念する意見もあった。

○地域福祉センターの利用にかかる料金制度について

- ・ 地域福祉センターの利用料金については、何らかの基準を設けるべきではないかという意見が多かった。

(主な意見) 「公の施設なのに運営協力金に市の基準がなく公平性を欠く」

「特に料金について明確な共通ルールが必要」

③施設管理・運営に関する制度の改善について

○施設管理を他の団体等に委ねるという考え方について

※（中間報告書概要版p.3）管理運営状況や地域の意向を踏まえ、NPOや企業等も活用した柔軟な運営体制の確保や、活動と施設管理を分離した指定管理者の選定

- ・ 別団体での管理など「管理と運営を分離する方式になると助かる」という意見が一定数あった。

（主な意見）「既存地域団体の協議会ではない団体を行政主導で組織」「NPOや管理会社への委託」「ある程度専門にできる団体等（団体の新設を含む）に複数のセンターが1カ所で管理する委託方法」等

- ・ 一方で、懸念する意見もあった。

（主な意見）「利益のみ優先されないか」「ふれあいのまちづくり事業が行いにくくなるのではないか」「現在より指定管理料が相当高額になるのではないか」「地域外の団体の管理は敷居が高くなり地元住民が離れていく」等

○営利目的利用を認めることについて

- ・ 営利目的での利用を希望する意見があった。

（主な意見）「営利目的の利用を行う団体等に貸し出すことで利用範囲が広がり地域の人の集まりが変わるかもしれない」、
「営利利用を認めることで利用料金を確保してはどうか」

- ・ 一方で懸念する意見もあった。

（主な意見）「現在の体制では団体の管理ができない」「利用を認めるかどうかの判断が難しい」「地域団体の利用が制約される恐れがある」

④その他

○施設の名称変更について

- ・ 施設名称の変更に関する意見には賛成意見が多数。

(主な理由) 「高齢者福祉のイメージを払拭したい」「現在のニーズや利用実態に合っていない」「福祉という語を使わないことが望ましい」「地域課題に取り組む施設であることが分かりやすい名称とするべき」「横文字・造語は避け、多世代に理解され親しまれる日本語の表記にすべき」

- ・ 具体的に提案があった名称は次のとおり。(※は同意見が複数あったもの)
「**地域センター(**は地域名)※」「スマイルセンター※」「スマイルホーム」「ふれあいセンター」
「コミュニティセンター」「コネクトセンター」「交流センター」

○行政からの支援に対する要望

- ・ 施設の活用促進に関して市役所・区役所に支援、コーディネート、アイデアを求める意見が多数。

(主な意見)

- ・ 事業の企画立案に関する支援
- ・ 多様な主体による活用の促進に向けた支援・コーディネート(施設の活用用途についてアドバイス、施設の活用を希望する新たな団体や個人とのコーディネート等)
- ・ 広報に関する支援(地域福祉センターのホームページの立ち上げ、全市の地域福祉センターのポータルサイトの構築、パソコンを使った広報媒体の作成等)
- ・ 担い手確保、他団体、他施設との連携促進に関する支援(ボランティアの確保に関する支援、社会福祉協議会やあんしんすこやかセンターとの連携の支援、神戸市のOBの地域活動参加の促進、若年層の巻き込み方に関するアドバイス、活動する仲間の確保に関する支援、近隣他施設との連携等)